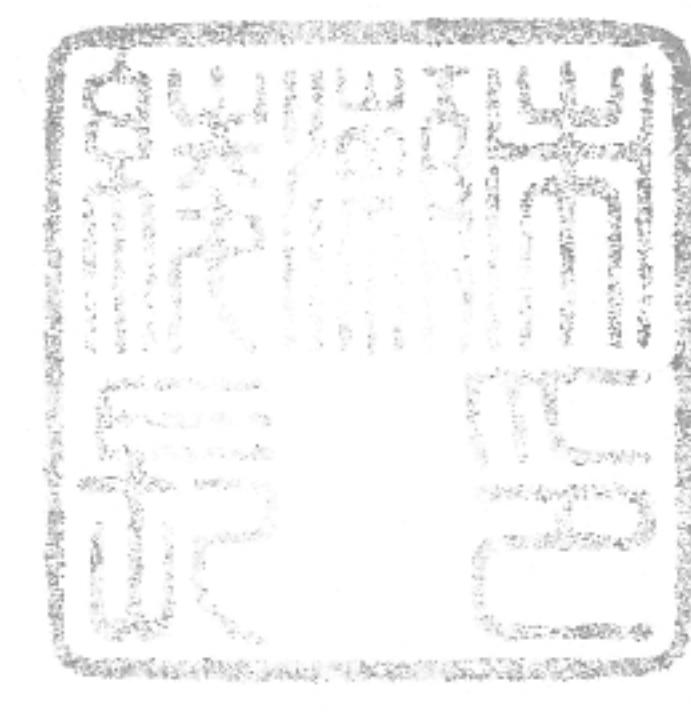


宮崎 碩文 様

綾瀬市長 笠間城治郎



## 情報公開申請と情報提供のオンライン化（回答）

平成21年6月2日付けで收受いたしました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

御提案いただいたおります情報公開申請と情報提供のオンライン化等につきましては、以前から担当課に御提案いただいており、同様の回答になりますが、本市としては次のとおり対応しております、現在のところ変更する考えはございません。

## 1 情報公開申請のオンライン化について

本市の情報公開請求につきましては、①窓口での直接申請、②郵送での申請、③ファックスでの申請及び④神奈川電子自治体共同運営サービスの電子申請・届出システムによる電子申請により請求することができます。

本市の情報公開請求に係るオンライン化につきましては、神奈川電子自治体共同運営サービスの電子申請・届出システムにより電子申請を行っております。

なお、電子メールによる申請につきましては、誤送信による未到達、郵送やファックスに比較して不法なアクセス等による個人情報の侵害の危険が高いこと等の問題や特定者による大量請求への対応の問題等があると考えます。

したがいまして、本市における電子申請の取り扱いについては、安全性の高いシステムとして神奈川県や県下の多くの市町村が利用している「神奈川電子自治体共同運営サービスの電子申請・届出システム」により行っており、電子メールでの申請の受付は行っておりません。

## 2 情報提供のオンライン化について

本市の情報公開請求に係る行政情報の公開方法につきましては、紙媒体等による文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付のほかに、電磁的記録についても全部公開に限り、CD-Rなどに写したもののが交付などで対応しております。

なお、文書などをスキャナで読み取ってできた電磁的記録の公開や電磁的記録を電子メール等で送付するなどの公開方法につきましては、現在は実施しておりません。

御提案の回答の所管課につきましては、行政管理課が担当となります。